

習志野市教育委員会会議録

(令和7年第5回定例会)

1 期 日	令和7年5月28日(水)		
	市庁舎3階大会議室		
	開会時刻	午後3時00分	
	閉会時刻	午後4時30分	
2 出席委員	教 育 長	小 熊 隆	
	委 員	赤 澤 智津子	
	委 員	高 橋 浩 之	
	委 員	馬 場 祐 美	
	委 員	鎌 田 尊 人	
3 出席職員	学校教育部長	三 角 寿 人	
	生涯学習部長	上 原 香	
	学校教育部参事	佐々木 博 文	
	学校教育部・生涯学習部技監	塩 川 潔	
	学校教育部次長	渡 辺 雅 和	
	生涯学習部次長	越 川 智 子	
	学校教育部副参事	奥 山 昭 子	
	教育総務課長	早 川 誠 貴	
	学務課長	寺 嶋 耕 一	
	保健体育安全課長	江 住 敏 也	
	指導課長	春 名 拓 也	
	総合教育センター所長	青 野 孝 幸	
	社会教育課長	河 栗 太 一	
	中央公民館長	伊 東 尚 志	
	学校教育部主幹	石 井 義 之	
	学校教育部主幹	藤 代 薫	
	学校教育部主幹(習志野高等学校事務長)	袴 田 武 志	
	学校教育部主幹	鈴 木 貴 幸	
	学校教育部主幹	新 井 理 香	
	学校教育部主幹	鶴 岡 佑 介	
	学務課主任管理主事	鈴 木 建 史	
	指導課主任指導主事	櫻 井 智 之	
	指導課主任指導主事	坂 井 祐 介	
	総合教育センター主任指導主事	渡 辺 明日子	

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 大久保東小学校全面改築(建替え)について
- (2) 中央消防署秋津出張所移転建替え用地確保に関する協議取り下げについて
- (3) 令和7年度育英資金受給者の決定について
- (4) 放課後子供教室の運営状況及び新規開設校について
- (5) 4公民館(実花・袖ヶ浦・谷津・新習志野)の指定管理者制度更新について
- (6) 臨時代理の報告について
(令和7年度習志野市立小・中・高等学校学校運営協議会委員の任命について)

第3 議決事項

- 議案第23号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について
- 議案第24号 令和7年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について
- 議案第25号 令和8年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について

第4 協議事項

- 協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長

令和7年習志野市教育委員会第5回定例会の開会を宣言

小熊教育長

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が4名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長

会議規則第13条の規定により、報告事項(6)並びに議案第23号及び議案第24号を非公開とし、議案第24号の非公開部分の会議録について、教科用図書採択の業務が完了した後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

令和7年第1回臨時会及び令和7年第4回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 大久保東小学校全面改築(建替え)について

(教育総務課)

石井学校教育部主幹

報告事項(1)「大久保東小学校全面改築(建替え)について」、説明する。

スライド番号2を御覧いただきたい。現在の久保東小学校は、最も古い校舎で、昭和39年に

建設されており、施設の老朽化が進んでいる。このような中で、安心・安全の観点や教育環境の改善を目的として、学校施設の全面的な建て替えを実施する。現在の校舎は、地上3階建て、体育館は1階建てである。

スライド番号3を御覧いただきたい。配置計画について説明する。新しい校舎の配置図である。新校舎と新体育館を1つの建物として整備し、コンパクトにまとめることで、現在よりも広いグラウンドを確保できる配置計画としている。新校舎は、地上3階建て、新体育館は1階建てである。また、緑地や学年菜園、マラソン道路の桜並木を残すなど、自然に触れられる場を設けていく。学校へのアプローチは、マラソン道路側の南門や敷地北西側の西門となり、児童は茶色部分のアプローチ空間を通過して、グラウンドに面する昇降口から登校する。給食搬入などの車両の出入りは、マラソン道路側に設けるサービス門に限定することで、安全な歩車分離を図っていく。敷地北側と西側の道路は、道路拡幅に伴い、歩道を広げるなどし、児童の登下校時の安全配慮や、周辺の交通環境の改善を図る。新校舎の周囲には、緑地やアプローチ空間を設けることで、周辺住宅との離隔や日影の影響に配慮する。

スライド番号4を御覧いただきたい。建替工程、建替計画について説明する。このスライドは、各工事の工程を表したものである。工事期間は、全て完成するまでに5年を予定している。

スライド番号5を御覧いただきたい。各工事の流れについて、図面を用いて説明する。図面の見方は、黄色が学校として利用できる部分、ピンク色が工事中の運動スペースとして利用できる部分、水色が工事エリアとなる。また、灰色の部分は工事中の建物となる。Step①では、先行改修工事として、令和7年6月より旧大久保東幼稚園に図書室、児童会、放課後子供教室を移転するための改修を行う。また、既存校舎屋上に、運動スペースを整備する。

スライド番号6を御覧いただきたい。Step②では、プール、図書室の解体を行う。令和8年2月から工事を行う予定である。

スライド番号7を御覧いただきたい。Step③では、新校舎建設に入る。まず、先行して、マラソン道路側に工事車両出入り口を整備し、児童及び歩行者の安全に配慮する。また、工事範囲の外周は高さ3mの仮囲いで囲うことで、学校や周辺住宅への粉塵、騒音の軽減に努める。

スライド番号8を御覧いただきたい。新校舎完成後、既存校舎から引越し、令和10年9月から新校舎、新体育館を利用開始する。その後、Step④では、第1期解体工事として、北側の既存校舎及び旧幼稚園園舎を解体する。その際、渡り廊下を先行解体することで、工事中の児童の屋外運動スペースを確保する。隣接する既存体育館も屋内運動スペースとして活用する。

スライド番号9を御覧いただきたい。既存校舎解体後、Step⑤では、第1期外構工事として、北側のグラウンドと広場の整備を行う。

スライド番号10を御覧いただきたい。北側の新しい運動スペースが確保できた後、Step⑥では、第2期解体工事として、現在の体育館を解体する。

スライド番号11を御覧いただきたい。Step⑦では、第2期外構工事として、南側のグラウンド整備を行う。これら全ての工事を終えるのが、令和12年9月を予定している。

スライド番号12を御覧いただきたい。建て替え後の平面計画について説明する。1階から3階の平面図である。校舎は3階建てで、2階と3階に普通教室を配置する計画である。

スライド番号13を御覧いただきたい。1階平面図である。昇降口はグラウンドへ移動しやすい西側に、職員室はグラウンドと広場を見渡せる位置に計画する。特別支援教室は明るい南側に配置し、保健室との連携にも配慮した。また、大久保東小学校は、給食センター方式となることから、1階に給食配膳車を受け入れるための配膳室を計画する。アリーナは、校舎から直接行き来が可能で、屋外へ出ることなく移動できる計画としている。放課後児童会は、広場に面した北側に配置している。また、1階の中心には図書室を計画し、日常的に本に触れられる環境を整備している。

スライド番号14を御覧いただきたい。2階平面図である。南側と西側の黄色の部分が普通教室

である。北側に、理科室、多目的室、図工室を配置している。

スライド番号15を御覧いただきたい。3階平面図である。2階同様に、普通教室と北側に家庭科室、音楽室を配置している。また、校舎棟にエレベーターや車椅子トイレを設置するなど、バリアフリーに配慮した計画としている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(2) 中央消防署秋津出張所移転建替え用地確保に関する協議取り下げについて (教育総務課)

早川教育総務課長

報告事項(2)「中央消防署秋津出張所移転建替え用地確保に関する協議取り下げについて」、説明する。本協議について、市長より取り下げがあったので、報告するものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。令和7年5月9日付けで市長より発出された文書であり、移転建て替え用地として、第七中学校の敷地を検討していたが、秋津公園駐車場にて進めることとしたため、協議を取り下げる旨の文書である。

資料3ページ目を御覧いただきたい。移転建て替え用地変更に関する経緯について報告する。1点目の第七中学校敷地への移転建て替え案に対する合意形成の結果についてである。令和5年5月24日に開催された教育委員会会議において、各委員より御意見のあった、「関係者への丁寧な説明並びに合意形成を図ること」について、資料の中央部にあるとおり、令和5年5月から7月にかけて、消防本部において、学校運営協議会やPTA役員会議、まちづくり会議等での説明を実施していただいた。その結果、消防業務上発せられる音や光に対する影響、グラウンドやプール等の学校施設、学校行事への影響、車両出入口付近における生徒に対する安全面への影響などの懸念が意見として出され、関係者との合意形成にどの程度の時間を要するか見通せない状況となったことから、改めて別の候補地案において検討することとなった。2点目の移転建て替え候補地案が秋津公園駐車場へ変更するに至った経緯についてである。学校関係者や地域住民等への説明を行った結果を踏まえ、改めて別の候補地案を検討したところ、いくつかの課題がある中でも、隣接する秋津公園駐車場での移転建て替えが、地域への影響も少なく、また、建物の耐震性の確保が図られておらず、いち早く建て替えが求められているが、スケジュール的にも許容できる範囲に収まる見通しがたったことから、関係各課で協議した結果、候補地案を変更することとなったとのことである。

資料4ページ目を御覧いただきたい。資料の中央部、3点目の秋津公園駐車場へ移転建て替えするに至った経緯についてである。令和6年度から確定測量業務及び基本計画策定業務を行う中で、詳細に検討を行った結果、秋津公園駐車場への移転建て替えが可能との結果に至ったとのことである。最後に、4点目のその他資料として、旧候補地であった第七中学校と建て替えを実施する秋津近隣公園駐車場の図面を添付している、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

報告事項(3) 令和7年度育英資金受給者の決定について (学務課)

寺嶋学務課長

報告事項(3)「令和7年度育英資金受給者の決定について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。今年度の申請者数は23名で、内訳は新規申請者が11名、継続申請者は12名であった。育英資金制度は、経済的支援制度にとどまらず、これからの習志野市を担う有為な人材を育てるという理念のもと、修学上必要な資金を給付し、教育の機会均等に寄与することを目的としている。選考基準は、1点目に品行方正、2点目に学業成績優良、3点目に経済的困難、4点目に他から育英資金の給付を受けていない者である。1点目の品行方正については、出身校や在学からの人物調書や面接、作文等により、学習活動、その他の学校生活全般を通じて態度、行動に問題がなく、将来、良識のある社会人として活動できる見込みがあるかどうかを判断している。2点目の学業成績優良については、学業成績の評定平均値が、中学校3年生時もしくは申請時の前年度または前々年度の学年の成績が5段階評価で3.8以上とした。3点目の経済的困難については、令和7年度千葉県奨学生予約募集の推薦基準に倣っている。4点目の他から育英資金の給付を受けていない者については、国や他の地方公共団体から育英資金の給付を受けていない者ということを条件としている。これら4点の基準をもとに、予算の範囲内で総合的に判断した。育英資金の周知については、校長会議や各中学校へ伺い進路主任へ説明し、市の広報やホームページでお知らせをした。なお、2月に中学校に対して予備調査を行い、推薦があった10名のうち7名が申請を行った。令和7年4月17日に開催した選考委員会において、申請者23名全員が受給の選考基準を満たしていると判断したため、4月30日に市長及び議長をお招きし、給与決定通知書交付式を開催した。どの生徒も受給者としての自覚が感じられる立派な態度で臨むことができていた。特に、代表で挨拶をした生徒は、習志野市民の貴重な税金から育英資金を給与されることへの感謝の気持ちを持ち、受給者として自覚を持った行動をとると誓っていた。また、現在、国の私立高校授業料無償化や就学支援金制度などができたことから、この給付の実効性や役割について、教育委員会として改めて検討すべき段階にきていると捉えている、と概要を説明

小熊教育長

課題があるという説明があったが、どのような課題なのか補足して説明していただきたい、と質問

寺嶋学務課長

来年度から私立高校が無償化される状況となっており、この育英資金のあり方について検討が必要であると考えている。教育委員会としては、経済的な困難がある中でも資質があり、将来、習志野市に戻り、発展に寄与していただけるような人材を育てるという理念で、この育英資金を給付しているので、選考基準、人数、金額等について、改めて検討していかなければならないと捉えている、と回答

馬場委員

受給対象者は、公立高校に通っている生徒が対象なのか、と質問

寺嶋学務課長

私立高校に通っている生徒も対象となっている。各家庭の事情や私立高校での学業を希望している方もいるので、等しく給付をしているという状況である、と回答

馬場委員

来年度から私立高校が無償化されるというニュースがあるが、これについて伺いたい。私の子どもが学生だった頃に、親の所得によって段階的な補助が始まったと記憶している。公立高校に通っている生徒や、この育英資金を受給していない生徒に対して、今現在はどのような補助があ

るのか、と質問

寺嶋学務課長

現在、所得や子どもの数等によって受けられる奨学金制度があり、県立高校については継続して行われている状況である、と回答

馬場委員

通っている生徒全員が対象という理解で良いのか、と質問

寺嶋学務課長

保護者の所得によるので、一定の金額を超えている方については対象にならない。具体的には、おおよそ200万円が境目と示されている、と回答

袴田習志野高等学校事務長

私立高校の無償化という話があったが、習志野高等学校の事例で申し上げますと、就学支援金制度により、毎月の授業料と同額の9,900円の給付があり、昨年度までは、この給付に対して所得制限があった。その制度自体は今年度も継続しているが、所得制限によって受給できない方については今年度から別の形で補助をしていく。制度改正が間に合わなかったことにより、別の形での補助となるが、結果的には所得制限なく受給できるようになる、と回答

馬場委員

来年度からの私立高校の無償化と同じように、公立高校においても、所得制限なく補助が受けられるという理解で良いのか、と質問

袴田習志野高等学校事務長

昨年度までは所得制限がある方には授業料を支払っていただいていたが、今年度からは、所得制限なく受けられる形となる、と回答

馬場委員

所得制限がなくなるということは、全員が一律に補助を受けられるということか、と質問

袴田習志野高等学校事務長

習志野高等学校の例で言えば、全員が9,900円の補助を受けられるということになる、と回答

馬場委員

先程、育英資金のあり方について答弁があったが、検討していく必要があると思う。将来、習志野市に帰ってきていただきたいという思いがあるとの説明があったが、この補助によって育英資金の意味が失われてしまうのではないかなと思うが、今後、この育英資金をなくしていくという方向性なのか、と質問

寺嶋学務課長

実際に生徒がどのようにお金を使っているのかを面接等で聞いているが、学校の授業料として使うのではなく、塾に通うための費用や学業に生かしていくような使い方をしていてと報告を受けている。やはり、授業料の補助としてではなく、資質があり、今後の活躍が期待できるが、経済的な補助が必要な生徒に対しては、援助が必要であると考えている。援助の仕方については今後、

検討が必要であると思うが、学業成績について制限をしているので、頑張っている生徒を応援できるような体制は続けていきたいと考えている、と回答

馬場委員

9,900円という金額が、公立の授業料と同じ額なので、授業料に対する給付であると思っていたが、学習に関することであれば、授業料にあてる必要はないという理解で良いか、と質問

寺嶋学務課長

そのとおりである。授業料ではなく、あくまでも応援のために給付しているお金なので、使い道については学業、あるいは生徒が活躍するために使っていただくものである。そのために教育委員会としても選考を行っている、と回答

馬場委員

来年度以降の育英資金については、金額も含めて検討が必要であると思っているが、これから検討していくという理解で良いか、と質問

寺嶋学務課長

高等学校の授業料、また、高等学校で学んでいくということに関して、国や県の動きもあるので、それを踏まえて検討していきたいと考えている。習志野市としては、資質はあるが、経済的な課題を抱えている方をどのように応援していくかということが課題であると思うので、給付の金額や給付の対象について、改めて検討していく必要があると捉えている、と回答

高橋委員

2点教えていただきたい。1点目は受給者の条件だが、習志野市在住ということが必要なのか。2点目は高校の所属によって授業料の免除はされるのか。また、免除された場合は、この育英資金は受給できなくなるのか、と質問

寺嶋学務課長

1点目については、習志野市在住で、なおかつ習志野市内の中学校出身の方に給付をしている。2点目については、選考基準に保護者の所得という部分があるので、例えば、特待生で授業料が免除されている方でも給付をしている、と回答

高橋委員

習志野市に住所があっても、習志野市立の中学校出身でなければ対象外という理解で良いか、と質問

寺嶋学務課長

ホームページ等で周知をしているが、条件に合致する場合は他地区の私立、あるいは県立、国立の中学校に通っていても、対象となる、と回答

高橋委員

受給者の条件は、習志野市に住所があることで、出身中学校は関係ないということか、と質問

寺嶋学務課長

習志野市在住であれば対象となる、と回答

高橋委員

選考基準に育英資金の受給対象者が記載されていた方が良いと思うが、習志野市在住が条件であるということは、当然のことなので記載されていないということか、と質問

寺嶋学務課長

習志野市在住ということは重要な部分であると思うので、次年度については改善していきたいと考えている、と回答

鎌田委員

今年度から習志野高校で行われる補助には、所得制限がないということだが、全員が補助されるということか、と質問

袴田習志野高等学校事務長

そのとおりである。在校生はこれから今年度の手続きを行う、と回答

鎌田委員

現時点で習志野高校の授業料は無償ということか、と質問

袴田習志野高等学校事務長

今年度から全員無償となっている、と回答

鎌田委員

先程、この育英資金の給付は授業料のためではないという表現があったが、来年度から高校が無償化になった場合も、意味合いとしてはプラスアルファで受給できると理解したが、いかがか、と質問

寺嶋学務課長

そのとおりである。給付の形は変わるかもしれないが、継続するという方向で検討していきたいと考えている、と回答

鎌田委員

習志野高校の授業料は無償化していると理解した。育英資金受給者には、公立高校の生徒もいるとのことだが、現時点で既にプラスアルファで受給しているということか、と質問

寺嶋学務課長

そのとおりである、と回答

小熊教育長

様々な御意見をいただき、それに対する答弁があったが、教育委員会として課題がある。時代が大きく変わっている中で、その時代に合うように検討し、対応していきたい、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

報告事項(4) 放課後子供教室の運営状況及び新規開設校について

(社会教育課)

河栗社会教育課長

報告事項(4)「放課後子供教室の運営状況及び新規開設校について」、説明する。

スライド番号2を御覧いただきたい。本市の放課後子供教室は、小学校施設を活用し、放課後の児童の安全安心な居場所を設け、スタッフが見守る中、多様な活動を通じて児童の健全な育成を図ることを目的としている。

スライド番号3を御覧いただきたい。対象児童は、実施する小学校に在籍する児童で、事前に登録が必要である。実施日時は、月曜日から金曜日までの放課後から午後5時までを基本としている。詳細はスライドを御覧いただきたい。

スライド番号4を御覧いただきたい。放課後子供教室と放課後児童会の違いを表にしたものである。放課後子供教室は放課後の児童の安全で安心な居場所であることに對し、放課後児童会は、保護者が就労により家庭にいない児童の保育を目的とした施設であり、設置にあたっての根拠法令も放課後子供教室は社会教育法に基づいており、放課後児童会は児童福祉法に基づくものとなっている。なお、スライドの表に記載はないが、開設日や時間にも違いがある。放課後子供教室は平日のみだが、放課後児童会は土曜日も開設している。また、放課後子供教室は午後5時までだが、放課後児童会は午後7時まで開設している。

スライド番号5を御覧いただきたい。利用状況は、令和6年度時点で開設している11小学校の利用統計である。11校全体での登録率は55.4%で前年度より3.2ポイント減少している。1日の平均利用人数は、少ないところで香澄小学校の16人から多いところで鷺沼小学校の56人と幅があるが、概ね登録人数の1割程度という傾向がある。

スライド番号6及び7を御覧いただきたい。各子供教室の活動の様子である。学習、スポーツ活動での英語教室や制作、体験活動での工作、季節行事では、ハロウィンやかたる大会などを実施し、地域住民とのプログラムとして、ユニバーサルホッケー、プログラミングなども実施しており、子ども達も季節に合わせた活動を楽しみにしている。

スライド番号8を御覧いただきたい。学校、地域、放課後児童会との連携については、放課後子供教室のコーディネーターが学校運営協議会の委員として参画しているほか、放課後子供教室の運営に関わる学校職員等で構成される放課後子供教室協議会を学期ごとに年3回開催し、学校施設の使用方法などの情報共有を図っている。また、放課後児童会の職員と連携し、合同プログラムも企画、実施している。

スライド番号9を御覧いただきたい。昨年9月から10月に、保護者を対象に実施した満足度調査の結果である。回収率は34.8%であり、昨年度より6ポイント増加した。主な調査内容について、「お子様が安心して過ごせる場所ですか」との設問に対し、「思う」、「まあまあ思う」との回答が95%で、多くの利用児童の保護者にとって、放課後子供教室が安心して過ごせる場という認識が得られている結果となっている。また、「参加してのお子さんの変化」を伺った設問については、「友達が増えた」、「興味関心のあるものが増えた」との回答が上位を占めており、子ども達にとっても、放課後子供教室が、新たな交流や様々な体験の場となっているものと認識している。

スライド番号10を御覧いただきたい。満足度調査の結果、全体として概ね好評をいただいているが、運営の改善を求める要望もいただいている。1つの事例としては、職員に対する要望として、どんな方が勤務しているのか知りたいという意見があったことから、昨年度は、おたより号外を発行し、放課後子供教室の職員について保護者に紹介した。その他の要望として多いものは、午後5時以降や土日も使いたいという開設時間拡大の要望や高学年向けのプログラムを増やして欲しいという要望、さらに職員の指導方法に対する要望もあった。いただいた意見等については、運営事業者と情報共有するなど、改善に取り組んでいるところである。

スライド番号11を御覧いただきたい。令和6年度には新たに3つの取り組みを行った。1つ目は、児童へのアンケートの実施である。放課後子供教室に登録している全児童を対象として、夏休み中にアンケートを実施し、回答率は29.1%であった。主な調査内容として、「子供教室は楽しい

ですか」との問いに対し、「楽しい」は72%であり、「これからも子供教室に来たいと思いますか」との問いに対し、「来たい」との回答は82%であった。児童アンケートの結果も放課後子供教室の運営に関し、概ね良好であることが伺える回答が多く見られた。これらのアンケートの結果も、各事業者と共有し、日々の活動の参考にしていく。

スライド番号12を御覧いただきたい。2つ目の新たな取り組みは、コーディネーター研修会の開催である。各放課後子供教室の責任者的な立場である、コーディネーターの好事例を波及させていくために実施したものであり、コーディネーター同士の意見交換の場として、充実した研修会となった。3つ目は、児童性暴力等の防止及び調査に関する協定の締結である。放課後子供教室と放課後児童会において、職員から児童に対する性暴力が行われないようにするため、本市では、千葉県弁護士会と公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターとそれぞれ協定を締結した。協定の内容はほぼ同様で、放課後児童会の支援員や放課後子供教室の職員を対象とした研修の実施、性暴力等が発生した場合の事実確認調査である。昨年度は千葉県弁護士会に不適切保育に係る研修をしていただき、放課後子供教室や放課後児童会の職員が受講した。

スライド番号13を御覧いただきたい。令和7年度は、新たに津田沼小学校、大久保小学校、谷津南小学校に放課後子供教室を開設した。各校の登録者と登録率はスライドに記載のとおりであり、各放課後子供教室からの活動報告によると、それぞれにぎわいを見せているとのことである。

スライド番号14を御覧いただきたい。今後の取り組みとして、今年度からスタートした「習志野市こども若者まんなか計画」の重点施策として、地域におけるこども・若者の居場所づくりの推進を設定していることから、全ての公立小学校に放課後子供教室を設置するとともに、子どもの成長段階に応じた運営の実施に取り組んでいく。①未設置校への設置については、実籾小学校への令和8年度開設を目指し、今年度中に保護者への説明会の開催や委託事業者の選定を行う。また、谷津小学校についても令和9年度の開設に向け、学校と活動場所や運営方法等について協議していく。②高学年児童に配慮した運営については、こどもの成長段階に応じた運営の取り組みとして、小学校5、6年生の利用促進を図る。昨年度の高学年の登録率は全体平均の登録率より少ない状況であり、保護者の満足度調査においても、高学年の児童も利用したくなる運営にして欲しい、との要望を受けていることから、プログラムの充実や落ち着いて学習ができる環境整備などについて取り組んでいく、と概要を説明

高橋委員

スライド番号11に児童アンケートの結果があるが、児童からの不満や要望があったのかどうかを調査しているのか、と質問

河栗社会教育課長

児童アンケートの項目については、要望等をいただく項目を今回設定していなかった。放課後子供教室の好きなことは何か、放課後子供教室で友達ができたか、困っているとき先生は気づいてくれるか、という内容となっていたので、今年度以降のアンケートには、要望等をいただけるようなアンケート項目となるように改善したい、と回答

高橋委員

やはり、子どもが一番の主体であり、これからの運営の参考になると思うので、不満や要望を聞くようにしていただきたい。私の認識では、習志野市は放課後子供教室がうまく運営されていると思う。また、スライド番号10で説明があったが、高学年向けのプログラムを増やして欲しいという要望について、スライド番号14にあるように、これからの取り組みとして盛り込んでいるということは非常に健全な運営の仕方であると思うが、できるかできないかは別にして、午後5時以降や土曜日にも使いたいという要望や、あるいは高学年向けのプログラムを増やして欲しいという要望を、

しっかりと資料に記載していただいた方が良いと思う。口頭で説明があればまだ良いと思うが、児童や保護者からの不満や要望が記載されていなければ、そういったことはないと思ってしまう。そうすると、ネガティブな部分を隠しているという話にもつながりかねないので、ぜひ良いところと一緒に、不満や要望をしっかりと記載していただきたい、と要望

河栗社会教育課長

良かった点、悪かった点について、それぞれ件数が多いものについては、今後、しっかりと資料に記載させていただく、と発言

赤澤委員

非常に良い取り組みを継続しており、素晴らしいと思う。高橋委員の要望にもつながることだが、客観的な評価を見たいと思う。小学校1年生と6年生では求めるものが変わってくると思うので、例えば、アンケートを取るときの項目も変わってくるのではないか。内訳的には学年別でも見ることはできるのか。また、属性を書く欄があれば、おそらく属性ごとに見ることができると思う。評価や改善点がもう少し細やかに見られると良いと思うが、いかがか、と質問

河栗社会教育課長

子ども向けのアンケートについては学年も聞いているので、クロス集計によって、より細かく分析することは可能である、と回答

赤澤委員

良かった、悪かった、ということの前に、事実関係が見えて、そこから読み取るということができると良いと思う、と発言

馬場委員

児童アンケートについては、昨年度初めて行ったということだが、回収率が低いので、もう少しアンケートの取り方などを工夫すると良いと思う。また、スライド番号12にある、児童性暴力等の防止及び調査に関する協定の締結に、支援員等を対象とした研修の実施とあるが、これまでに、この支援員の方たちを対象にした性暴力に関する研修は行われたのか。行われたのであれば、何回実施したのか、と質問

河栗社会教育課長

昨年度は1回実施している、と回答

馬場委員

日本版DBSが来年に施行予定というニュースがあるが、性犯罪歴のある人を採用しないということが、本格的になっていく前段階だと思う。昨今のニュースで、学校現場だけではなく、塾などの子どもに関わる現場での性暴力や不適切な事例を見聞きすることが増えたと思う。放課後子供教室や放課後児童会など、学校現場ではないところで子ども達に関わる方への研修をもっと充実させても良いと思う。日本版DBSの話の中で、再犯は防げるが初犯は防げないという話もあるので、初犯を防ぐためには、研修などを行うことが非常に重要になってくると思う。先程、昨年度は1回の実施と回答があったが、折に触れて実施した方が良いと思うがいかがか、と質問

河栗社会教育課長

昨今の世間的な風潮も盛り上がっている部分があるので、御意見を参考にしながら、今年度以

降の取り組みに活かしていきたいと思う、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は終了した。

報告事項(5) 4公民館(実花・袖ヶ浦・谷津・新習志野)の指定管理者制度更新について (中央公民館)

伊東中央公民館長

報告事項(5)「4公民館(実花・袖ヶ浦・谷津・新習志野)の指定管理者制度更新について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものである。本市では、平成27年度から新習志野公民館において指定管理者による管理運営をはじめ、現在、中央公民館、菊田公民館を除く、実花公民館、袖ヶ浦公民館、谷津公民館、新習志野公民館の4公民館全ての管理運営を、指定管理者が行っている。これらの施設については、いずれも現在の指定管理期間が令和8年3月31日で終了することから、令和8年度以降の指定管理者制度更新について報告するものである。更新及び事業者選定の方針についてだが、「1. 指定管理者制度の更新及び事業者の選定方針」に記載のとおり、指定管理者制度は継続して実施する。選定にあたっては、4館一括の公募を行い、1つの指定管理者を選定する形とする。新たな指定管理期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間で予定している。次に、主な理由について説明する。1点目は、制度導入以降、4館いずれも良好な運営が継続されており、サービスの充実や経費削減といった成果が出ていることである。今後もこの運営を継続していくことが望ましいと判断した。2点目は、公募とすることで複数の事業者からの応募が期待できることである。これにより、より質の高い施設運営や来館者サービスの向上が期待される。3点目は、4館一括での募集とすることにより、指定管理者側にとって初期費用などの負担を軽減できるメリットがあることである。例えば、各館で開設をしているホームページの管理、運営にかかる業務、設備管理に係る委託業務を効率化できるということを想定している。結果として指定管理料に反映されるものであり、また参加しやすくなると見込まれ、市としてもより多くの事業者からの応募が期待できる状況になる。4点目は、4館をまとめて管理することで、施設間の連携や人材交流、育成が進みやすくなり、より専門的で質の高い事業を展開することが可能になると考えている。また、市民文化祭やコンサートも各公民館で行われているが、運営に関わる人員が必要な事業においては、各館の応援体制など、柔軟な対応が可能になるということも考えている。なお、令和5年度のモニタリング評価の総合評価としては、A評価であり、各公民館において積極的に各種事業に取り組み、情報発信に努めていることなどから、利用者満足度調査においても良好な評価を得ているところである。また、指定管理者による管理運営を行っている公民館では、従来は休館日としていた祝日においても、開館日としている。

資料2ページ目を御覧いただきたい。講座数の比較等は資料記載のとおりである。事業者の募集などについては、広報習志野6月15日号で告知を行い、実際のスケジュールに従って進めていきたいと考えている、と概要を説明

鎌田委員

モニタリング評価の総合評価がA評価とのことだが、どのように評価をしているのか、と質問

伊東中央公民館長

モニタリング評価については、毎年行っているものである。指定管理者の自己評価を提出していただき、その後、面接調査、実地調査を行い、最終的には教育委員会で評価を決定している、と回答

鎌田委員

利用者からの評価は入っているのか、と質問

伊東中央公民館長

利用者からの評価は入っていない、と回答

鎌田委員

今後、モニタリング評価にそういったものを取り入れることはないのか、と質問

伊東中央公民館長

利用者からの満足度に関する項目がある。各公民館において利用者満足度調査を行っているので、その結果を踏まえて評価をしている、と回答

鎌田委員

利用者満足度調査の結果は、別に評価があるのか、あるいは、このモニタリング評価のA評価の中に組み込まれているのか、と質問

伊東中央公民館長

先程の答弁を訂正させていただく。利用者からの評価はA評価の中に組み込まれている、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(5)は終了した。

議案第25号 令和8年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について (学務課)

鈴木主任管理主事

議案第25号「令和8年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について」、説明する。

スライド番号1を御覧いただきたい。本議案は、「習志野市立高等学校管理規則」第24条の規定により、令和8年度習志野高等学校第1学年入学者の選抜方法等について制定するものである。令和8年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の作成については、令和8年度千葉県県立高等学校第1学年入学者選抜要項に準じて策定を進めてきた。

スライド番号2を御覧いただきたい。募集定員については、普通科240名、商業科80名である。県立高等学校の場合、千葉県の教育委員会会議を経て、大綱について決定し、7月初旬に告示される。そして、中学3年生の社会増減数等を鑑みて、各県立高等学校の学級数が確定し、8月下旬に募集定員が発表される。習志野高校は、「習志野市立高等学校管理規則」第3条において、募集定員を確定している。

スライド番号3を御覧いただきたい。県立高等学校通学区域として県内を9区に分けている。

スライド番号4を御覧いただきたい。習志野高校の学区については、第2学区に所属している。

スライド番号5を御覧いただきたい。普通科においては、第2学区にある6市及びその隣接する3つの学区にある15市町から受検できるようになっている。

スライド番号6を御覧いただきたい。商業科においては、千葉県全域が学区となっている。

スライド番号7を御覧いただきたい。学力検査等の期日、内容、方法等については、県と同一としている。検査期日は令和8年2月17日火曜日及び2月18日水曜日の2日間である。感染症などで検査当日に欠席した生徒の受検機会を保障するため、追検査を2月26日木曜日に設けている。公立高校の併願制について、阿部文部科学大臣が、丁寧に導入への検討を進めるとの会見をした。高校授業料の無償化により、私立高校に生徒が集中することが懸念される中、公立離れを防ぐねらいもあるとのことだが、メリットの一方で課題もあるとして、自治体と意思疎通を図りながら、丁寧に検討していくとの事であり、詳しい情報はまだ県からきていない。

スライド番号8を御覧いただきたい。第1日目の学力検査の内容は、国語、数学、英語の3教科であり、時間は、国語、数学が50分、英語がリスニングを含めて60分である。配点は、各100点である。第2日目の学力検査の内容は、理科、社会の2教科で時間は50分、配点は各100点である。学校設定検査では自己表現を実施予定である。

スライド番号9を御覧いただきたい。入学許可候補者の発表及び日時についても、県と同一とし、令和8年3月3日火曜日、午前9時に習志野高等学校において発表予定となっている。今後、この入試選抜要項を基にして、選抜・評価方法を10月の公表に向けて習志野高等学校と協議し、県立高等学校と同様に準備を進め、策定していく予定である。

スライド番号10を御覧いただきたい。令和7年度の入試状況を振り返ると、千葉県公立高校一般入学者選抜全体の平均志願者確定倍率は1.14倍であり、その内、普通科1.16倍、商業科1.04倍であり、習志野高等学校の志願者確定倍率は、普通科1.05倍、商業科1.11倍となった。また、普通科で合格した市内生の割合についてだが、今年度の入試では、22.1%となり、20%以上を維持している。

スライド番号11を御覧いただきたい。令和3年度から5年間の志願倍率及び市内生割合の経年変化である。

スライド番号12を御覧いただきたい。魅力ある高等学校であるために、校是である文武両道の下、文においては、自己発展学習の機会を設け、大学受験に特化した各教科セミナーや英検取得を目指した英語セミナー、資格取得に特化したビジネス応用セミナー、情報セミナーといった特色ある教育課程を編成し、生徒の主体性を重視した教育を行っている。大学入試改革に対応した進路指導を充実し、昨年度の進学実績はスライドに記載のとおり、普通科、商業科併せて4年制大学に進学した生徒は、249名となっている。進学先としては、明治大学、早稲田大学、学習院大学など、難関大学への合格者も出ている。

スライド番号13を御覧いただきたい。部活動においては、文化部、運動部共に全国区での活躍をしている。最近の活躍を紹介する。吹奏楽部は、東関東アンサンブルコンテストで金管8重奏、クラリネット4重奏で金賞を受賞した。4月23日にはWIPO世界知的所有権機関からの依頼を受け、イイノホールにおいて世界知的財産の日記念イベントで演奏した。運動部では、野球部が千葉県予選で準優勝し、6年ぶりに関東大会へ出場した。なお、野球部は春季大会県ベスト4となり、シード校として夏の大会に臨むこととなる。

スライド番号14を御覧いただきたい。ボクシング部は、今年度開催された関東高等学校体育大会千葉県予選において、多くの階級で関東大会出場を決めるとともに、団体で県予選を優勝した。さらに、サッカー部も千葉県予選で優勝し、26日の関東大会決勝戦で勝利し、優勝という快挙を成し遂げている。

スライド番号15を御覧いただきたい。同じく柔道部、男子バレーボール部も千葉県予選で優勝し、今週末から開催される関東大会に出場する。その他、女子バレーボール部、男子・女子体操

競技部、女子空手道部、女子バスケットボール部、特設部活としてカヌー部が関東大会への進出が決定しており、活躍が期待されるところである。

スライド番号16を御覧いただきたい。選ばれる高等学校であり続けるために、管理職による中学校訪問や進学フェアでの学校説明、受験生及び保護者を対象とした学校見学ツアーを行い、情報発信してきた。学校説明会等の来校者は2,193人となっている。また、今年度よりSNSをさらに活用し、学校の様子や行事予定が分かるように情報発信を行っていく。進路状況等を調査するとともに、魅力ある学校づくりに向けて習志野高校と連携していく、と概要を説明

小熊教育長

今説明のあった、魅力ある学校づくりという観点で、学校施設の状況についても補足して説明していただきたい、と質問

袴田習志野高等学校事務長

現在の校舎だが、昭和50年3月に竣工し、非常に年数が経過している。施設の面で申し上げると、昨年度までに、普通教室棟の生徒が使うトイレを順番に改修し、一通り終わったところである。今年度は第1体育館のアリーナと第2体育館のアリーナ、柔道場、剣道場にエアコンを設置していく予定である。その他、先日施設全体を点検した中で発見された、修繕が必要なところについては、優先順位をつけて対応していきたいと考えている、と回答

小熊教育長

今、学校現場からの報告があったが、教育委員会として、現場確認がどのようにされているのかを補足して説明していただきたい、と質問

鈴木主任管理主事

先日、市長、教育長が習志野高校を2時間ほど視察した。その中で、階段の壁について改善点が出たので、壁の塗り直しを行う予定である。今後さらに、問題等が発見された場合は、改善をしていきたいと思っている、と回答

小熊教育長

学校の状況を市長とともに全て確認した。教室等は近隣の高等学校と比べてもかなり良い状況であると思っている。一部、暗く感じる部分について、市長から指摘があり、私もそのように感じた。トイレのことも含めて、こういった部分はすぐに対応できるので、改善していきたいと思っている、と発言

高橋委員

全国、あるいは千葉県の商業科の志願倍率が、どのように推移しているのかを教えてください。また、進学実績に関して、普通科と商業科を併せた進学人数や進学先について説明があったが、普通科と商業科で進学に関して違いがあるのかについても教えてください、と質問

鈴木主任管理主事

志願倍率の推移については確認し、後程お答えする。進学先の違いに関しては、商業科は特に部活動を目的に入学する生徒もいることから、そういったことを活かして大学に進学する生徒もいる、と回答

小熊教育長

高橋委員の質問に関連して質問したい。商業科の特色は部活動なのか、と質問

鈴木主任管理主事

確認し、後程お答えする、と回答

小熊教育長

習志野高校の特色でもあるので、商業科が様々な部分で地元商業界等に寄与していることや、様々な資格取得に特化した、特色ある教育課程を編成していることなどを説明する必要があると思う、と発言

鎌田委員

商業科の学区が県全域だとすると、全員が通学できるわけではないと思っているが、寮などの施設が充実しているのか、と質問

鈴木主任管理主事

現在、商業科の全ての生徒は自宅から通っている、と回答

鎌田委員

県全域ということは、鴨川市なども対象だと思うが、生徒が入るか入らないかは別として、そういったところから通学するには非常に時間がかかると思うがいかがか、と質問

鈴木主任管理主事

習志野高校には寮がないので、全ての生徒は自宅から通っている、と回答

馬場委員

私立高校の無償化が始まるので、どうしても良い施設があるなど、特色がある学校に生徒が流れてしまい、公立高校の倍率が落ちていってしまうのではないかと、一市民として心配している。先程、公立高校の併願制について、文部科学大臣の会見の話もあったが、そうすると、なおさら習志野高校の魅力を発信していかなければならないと思う。部活動は様々な生徒が活躍してくれているので良いと思うが、文武両道の文の方については、教育課程に応じて、様々なセミナーを用意しているとのことだが、今後、その項目を増やしたり、内容を充実させたりするということなのか、と質問

鈴木主任管理主事

先日、学校運営協議会に出席したが、やはりそのような話題もあった。今後、学校と協議を進め、文の方でも力をつけられるような対策を立てていきたいと考えている、と回答

馬場委員

これまで何度も発言をしているが、習志野高校イコール部活動のイメージが強く、部活動を行っていない生徒には、習志野高校に入学してもやることがないと思ってしまう子もいる。習志野高校の魅力は部活動だけではないというアピールが非常に重要であると思う。私の子ども達が習志野高校に通っていたときに、当時の学校評議会などに参加させていただいた際に、授業を学力別に受けるということを提案させていただいた。このことについては、非常に準備が必要なので、すぐに実施することは難しいという話があり、理解をしたが、私自身が高校生のときに、定期テストの度に、学力別に教室が変わり授業を受けていた。テストの成績が上位の者、中位の者、下位の者

と3クラス程度に分かれていた。成績が振るわなかった生徒に関しては、その生徒達だけを集めて手厚い授業をするという授業展開をしていた。それが私には合っていて、テストの度に、上位のクラスに上がりたいというモチベーションになっていた。下位のクラスにいたときには、とても分かりやすい授業で、内容も十分満足できるものであった。この提案に限らず、思い切った改革が必要ではないかと思っているが、そういったことを検討してはいかがか、と質問

鈴木主任管理主事

習志野高校は、部活動のイメージが強く、部活動をしていない生徒の中には敬遠をしまう子もいる。私は中学校で教頭をしていたので、実際にそういった生徒を見てきた。先程、育英資金について報告があったが、私も面接をさせていただいた中で、今年、習志野高校に入学した生徒がいたので、理由を聞いたところ、軽音楽部に入りたかったとのことである。軽音楽部は津田沼高校にもないので、習志野高校を選んだとのことである。軽音楽部について調べたところ、現在40名程度の部員がいるとのことである。メジャーな部活動以外でも頑張っている生徒がいるので、文武両道の文と同等にアピールしていき、倍率を上げていきたいと考えている、と回答

鎌田委員

成績が振るわない生徒の補習授業を、課外に実施しなければならない場合、働き方改革を進めている中で、教員がプラスアルファで教えることは難しいこともあると思う。公立高校なので難しいかもしれないが、部活動の地域移行が外部の人を指導者として入れるという話があったので、教育の面でも外部から入れて補習授業を行うということとはできないのか、と質問

鈴木主任管理主事

先日、視察をした時がちょうどテスト期間中であつたが、普段部活動を頑張っている生徒達が、教室で勉強会のようなことをしていたり、顧問の先生が教えていたりする姿もあつたので、そういったことも踏まえて、外部の方を入れることについて協議をしていきたいと思っている、と回答

小熊教育長

今、様々な意見が出たが、全て習志野高校を魅力ある学校にして志願者を増やしていかなければならないということから出た意見なので、これを重く受けとめ、少しずつでも改善ができるようにしていきたい、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第25号は全員賛成で原案どおり可決された。

＜報告事項(6)並びに議案第23号及び議案第24号については非公開。

ただし、議案第24号については、令和7年8月31日をもって

令和7年度教科用図書葛南東部採択地区協議会の業務が完了したため、
会議録を公開とする。＞

報告事項(6) 臨時代理の報告について(令和7年度習志野市立小・中・高等学校学校運営協議会委員の任命について) (指導課)

報告事項(6)は終了した。

議案第23号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について

(教育総務課)

早川教育総務課長

議案第23号「習志野市通学区域審議会委員の委嘱について」、概要を説明

採決の結果、議案第23号は原案どおり可決された。

議案第24号 令和7年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について

(指導課)

春名指導課長

議案第24号「令和7年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について」、説明する。公立学校で使用する教科書は、その学校を設置する市町村や都道府県教育委員会が権限を有することとなっている。習志野市は八千代市との2市による共同の採択地区を千葉県教育委員会より設定されており、この2市の教育委員会が同一の教科書を採択するため、葛南東部採択地区協議会を開催し、協議を行うこととなっている。この協議会の運営に関する規約については、各市町村教育委員会による事前承認が必要となっているので、本議案を提案するものである。

資料2ページ目の別表1を御覧いただきたい。協議会委員は、第2条に基づき、習志野市から6名、八千代市から6名の計12名で構成する。

資料3ページ目の別表3を御覧いただきたい。教科書採択のスケジュールについてである。採択は基本的に4年ごとのサイクルで実施しているが、特別支援に係る教科書は毎年採択されている。令和7年度は、特別支援に係る教科書の採択のみである。文部科学省から送られてきた教科書目録に載っている教科書について、見本の送付があった全ての教科書を、第10条に基づいて研究調査委員が調査研究し、その調査結果を協議会に報告する。そして、第8条に基づき、調査結果の報告及び千葉県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の場で、出席した委員の全員の一致で決定する。なお、この規約の効力は、附則にもあるが、令和7年8月31日までとなる。この規約に基づき、適切な教科書の選定を進めていきたいと考えている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第24号は全員賛成で原案どおり可決された。

その他

その他は終了した。

小熊教育長

令和7年習志野市教育委員会第5回定例会の閉会を宣言